

平成25年度 建設工事等に係る入札制度等の改正について

1. 小松島市建設工事請負業者選定要綱の施行について

従来の規定である「小松島市建設工事請負業者選定要綱」につきまして、建設工事に係る入札参加資格審査申請について、徳島県との共同受付が開始されたこと、また、災害工事等で緊急を要するときの対応等について追加規定を設けたことから、「小松島市建設工事請負業者選定要綱」として改正施行いたします。

詳細につきましては、小松島市ホームページに掲載された「小松島市建設工事請負業者選定要綱」を参照願います。

2. 平成25年度 建設業者経営事項審査表（ランク表）について

上記「小松島市建設工事請負業者選定要綱」の施行に伴い、第3条の規定に基づく格付けの取り扱いにつきましては、次のとおりといたします。

（格付け）

第3条 業者の格付けは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果算定された客観的事項（経営規模、経営状況、その他の評価項目）による客観的点数及び資格審査要綱第6条第1項第2号の規定に基づく基準による審査の結果算定された主観的点数（建設工事等の格付けを定める場合の主観点数算定要綱による）の合計により、別表に掲げる区分とする。

2 主たる営業所を市外に設置している市内出身の業者は、市内に営業所を設置し、商業登記簿謄本等の記載、法人市民税等の納付が確認された場合、市内業者として格付けする。

3 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高のない者は、入札に参加する資格を与えないとともに格付けを行わないものとする。

また、土木一式工事、建築一式工事につきましては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨等に鑑み、各ランクにおける業者数を同数とすることを見直し、次のとおり算定された点数の順位により、格付けを行うことといたします。なお、各ランクにおける設計金額の基準は従来と同様といたします。

工種	旧	新
土木一式工事		
Aランク	10位まで	850点以上
Bランク	11位から20位まで	750点以上850点未満
Cランク	21位から30位まで	650点以上750点未満
Dランク	31位以降	650点未満
建築一式工事		
Aランク	9位まで	800点以上
Bランク	10位から18位まで	600点以上800点未満
Cランク	19位以降	600点未満

3. 配置予定技術者表並びに工事費内訳書の提出について

配置予定技術者表並びに工事費内訳書の提出に係る取扱いにつきましては、次のとおり改正いたします。

旧	新
設計金額 <u>3,000</u> 万円（建築工事の場合は設計金額 <u>4,500</u> 万円）以上の工事は、配置予定技術者表を入札日の前日までに、工事費内訳書を入札時に提出のこと。	設計金額 <u>2,500</u> 万円（建築工事の場合は設計金額 <u>5,000</u> 万円）以上の工事は、配置予定技術者表を入札日の前日までに、工事費内訳書を入札時に提出のこと。